

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第177号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

資料1 議案第177号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2 新旧対照表

令和5年11月22日

消 防 局

議案第 177 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置等の許可に係る完成検査の手数料の減額の対象となる施設に、高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者による完成検査を受けた液化石油ガスに係る施設を加えるため改正するもの

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（令和 5 年政令第 276 号）

2 改正内容

上記 1 に伴い、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置等の許可に係る完成検査の手数料について、当該手数料の減額の対象となる施設に、高圧ガス保安法に基づく認定高度保安実施者による完成検査を受けた液化石油ガスに係る施設を加えるもの

※ 液石法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置に係る完成検査の手数料の額は、31,000 円に貯蔵施設又は特定供給設備（減額の対象となる施設を除く。）の数を乗じて得た額と、5,800 円に減額の対象となる施設の数に乗じて得た額との合計額である。

※ 認定高度保安実施者とは、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足等の産業保安分野における環境の変化に対応するため、テクノロジーを活用しながら、自立的に高度な保安を確保できる事業者として、経済産業大臣の認定を受けた高圧ガス保安法に基づく第一種製造者をいう。

3 施行期日

令和 5 年 12 月 21 日から施行

議案第177号参考資料

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例関係

- 1 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正 令和5年9月6日公布 同年12月21日から施行
- 2 条例改正に係る上記1の内容

都道府県知事等が実施する高圧ガス保安法に基づく完成検査を受け、又は認定完成検査実施者が高圧ガス保安法に基づく完成検査を自ら実施して、高圧ガス保安法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設は、液石法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置等の許可に係る完成検査の手数料の減額の対象とされている。

今般、高圧ガス保安法の一部改正（令和5年12月21日施行）により、認定高度保安実施者として認定された者は、完成検査を自ら実施することができることとされたことを受け、当該完成検査によって高圧ガス保安法上の基準に適合していることを確認した液化石油ガスに係る施設についても、液石法に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置等の許可に係る完成検査の手数料の減額の対象とされた。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前																	
○川崎市消防手数料条例 平成12年 3月24日条例第34号 (手数料)		○川崎市消防手数料条例 平成12年 3月24日条例第34号 (手数料)																	
第3条 手数料は、別表に定める区分に応じ、当該別表に定める額を徴収する。		第3条 手数料は、別表に定める区分に応じ、当該別表に定める額を徴収する。																	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～41 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</td> <td>1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</td> </tr> <tr> <td>43～52 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～41 (略)	(略)	42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	43～52 (略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～41 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</td> <td>1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</td> </tr> <tr> <td>43～52 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	1～41 (略)	(略)	42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	43～52 (略)	(略)
区分	金額																		
1～41 (略)	(略)																		
42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額																		
43～52 (略)	(略)																		
区分	金額																		
1～41 (略)	(略)																		
42 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件につき 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この項及び次項において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額																		
43～52 (略)	(略)																		